

学校の現状	学校教育目標	日本国憲法
・新校舎移転し3年目・5ヵ地盤をかさ上げし浸水対策	『自ら学び 心豊かな たくましい生徒の育成』	教育関係法規
・東に早川、身延山。西に富士川。		・教育基本法
・国道52号・300号の合流地点や中部横断道下部温泉早川IC等、交通の要所	安全教育の目標	・学校教育法
・生徒は避難訓練等に真剣に取り組む		・学校保健安全法
		他の関係法規
		・山梨県学校教育指導指針
		・身延町規則
		学習指導要領
安全教育及び安全指導の方針等		
災害安全	交通安全	生活安全
○火災・地震・風水害発生時等における危険について理解し、命を守るため安全に避難する方法を身に付ける。	○交通安全に対する知識を身に付け、自転車の安全な乗り方や歩行者としてのマナーについての意識を高めるため、重点的に取り組む。	○学校・家庭・地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、犯罪に巻き込まれない行動がとれるようにする。
○災害発生時における避難所の役割を理解し、研修等に参加する。	○公共交通機関のマナーについて理解を深める。	○熊や不審者に対する適切な対処方法や行動ができるようにする。
○地域と連携した防災訓練を実施する。		
家庭・地域・関係機関との連携		教職員の校内研修
・町内一斉引き渡し訓練（町教委、学校、保育園、保育所 等）		・学校安全計画及び学校防災マニュアルの理解と役割分担
・環境安全部（保護者、教員 他）		・防災対応能力や応急処置能力の向上のための研修
・中高連携防災セミナー（南部中、身延高）		
・避難訓練、応急手当（消防署）		
各教科・行事等		
○保健体育、理科、技術・家庭等の学習活動における事故防止の指導		
○保健体育、技術・家庭・理科等における災害のしくみや災害対策における指導		
○生徒会活動、部活動等で自らの安全確保に努める態度の育成		
○避難訓練等における避難行動及び避難経路等の確認		
1 学年	2 学年	3 学年
○授業等の体験を通して安全に関する知識を理解し、自分自身で身を守る方法を身に付けさせる。	○知識を身に付け、体験を通して安全に関する技能を理解し、自分自身で身を守る方法を身に付けさせる。	○安全に関する知識を活用し、学校生活や日常生活の中で判断し、行動できるようにする。
安全管理（対人・対物）		
対人管理		対物管理
○学校内危険箇所への立入禁止の指導をする。		○校舎内外の安全点検・環境整備（教職員・生徒・PTA）
○登下校時バスの乗り方や歩き方を指導する。		○消防設備点検（中部消防署・身延総合設備）
○教職員が連携して、生徒の日常の行動や心身の健康状態の観察に努める。		○理科室薬品点検
		○校内巡視点検
		○外回り門扉施錠（生徒滞在時）戸締り確認